

ID: 407

担当部署: こども福祉部 福祉室 地域福祉課

処分の概要	受給資格の特例
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市福祉医療費の助成に関する条例 第3条第2項
例 規 番 号	昭和48年条例第4号
【根拠条文】 (受給資格) 第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者は、市内に住所を有する者で、次に掲げるものとする。 (1) 乳児、幼児等及びこども (2) 高齢期移行者 次のいずれかに該当する者とする。 ア 区分Ⅰ 所得を有しない者であり、かつ、医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年(医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあっては、前々年。以下この号において同じ。)中の公的年金等の収入金額(所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。以下この号において同じ。)及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額(当該公的年金等の収入金額に係る雑所得の金額がないものとした場合の地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(所得税法第28条第1項に規定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、同条第2項の規定により計算した金額(租税特別措置法第41条の3の11第2項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額)から10万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。))によるものとする。))をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。以下この号において同じ。)の合計額が80万円以下であること。 イ 区分Ⅱ 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額の合計額が80万円以下であつて、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年厚生省令第58号)第1条第1項第2号から第5号までのいずれかの認定を受けていること。 (3) 障がい者 障がい者及びその配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)並びに障がい者の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者(以下「扶養義務者」という。)で主としてその障がい者の生計を維持する者について医療保険各法の給付が行われた月の属する年度(医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。)の額(同法第314条の7並びに同法附則第5条の4第6項、第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)、第7条の2第4項及び第5項並びに第7条の3第2項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。)が235,000円未満であること。 (4) 高齢障がい者 高齢障がい者及びその配偶者並びに高齢障がい者の扶養義務者で主としてその高齢障がい者の生計を維持する者について療養のあつた月の属する年度(療養のあつた月が4月から6月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によつて課する	

所得割を除く。)の額(同法第314条の7並びに同法附則第5条の4第6項、第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)、第7条の2第4項及び第5項並びに第7条の3第2項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。)が235,000円未満であること。

- (5) 母子家庭の母及びその監護する児童、父子家庭の父及びその監護する児童並びに遺児母子家庭の母及びその監護する児童、父子家庭の父及びその監護する児童並びに遺児が次のいずれにも該当しないこと。

ア 母子家庭の母、父子家庭の父又は養育者(遺児の属する世帯の生計を主として維持する者をいう。以下同じ。)(養育者がいない場合は、当該遺児)の前年(1月から6月までの間に受けた医療に係る医療費については、前々年。以下同じ。)の所得が、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第9条に規定する額のうち児童扶養手当の全部が支給停止となる額以上であること。

イ 母子家庭の母又は父子家庭の父がその監護する児童の生計を維持できないものである場合は、その者の扶養義務者で主として母子家庭の母及びその監護する児童並びに父子家庭の父及びその監護する児童の生計を維持する者(以下「生計維持者」という。)の前年の所得が、アに規定する額以上であること。

ウ 児童が、ア又はイに該当する母子家庭の母、父子家庭の父、養育者又は生計維持者に監護又は養育されていること。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、同項各号の規定により受給資格を有しない者について、災害により大規模な被害を受けた場合その他特別の理由があると認めるときは、当該事由が発生した日の属する月の初日から6月を限度として、受給資格を与えることができる。

【基準】

根拠条文及び芦屋市福祉医療費の助成に関する条例施行規則第2条の規定による。

(条例第3条第2項の理由)

- 第2条 条例第3条第2項に規定する「災害により大規模な被害を受けた場合その他特別の理由」は、次に掲げる場合をいう。

- (1) 災害により次のいずれかに該当すると認められる場合

ア 受給資格を有しない者及びその扶養義務者等が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害(以下「災害等」という。)により、住宅、宅地又はその他の財産について大規模半壊以上の損害を受けたとき。

イ 受給資格を有しない者の属する世帯の主たる生計維持者が、災害等により死亡したとき、又は重度障がい者となつたとき。

ウ 受給資格を有しない者の属する世帯の主たる生計維持者について、災害等の発生後1年間の推計所得の12分の1の額が生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号)に定める基準生活費(以下「基準生活費」という。)の月額に1000分の1155を乗じた額の1.35倍以下に減少したとき。

エ 受給資格を有しない者の属する世帯の主たる生計維持者について、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作その他これらに類する事由により、当該事由の発生後1年間の推計所得の12分の1の額が基準生活費の月額に1000分の1155を乗じた額の1.35倍以下に減少したとき。

オ アからエまでに掲げる事由に類する事由があつたとき。

- (2) 失業等により医療を受けようとする年の所得が減少し、条例第3条第1項第2号から第5号までに規定する要件を満たすと認められる場合

- (3) その他市長が必要と認める場合

- 2 条例第3条第2項の規定による受給資格を得ようとする者は、前項各号に該当することを証

する書類を添えて、当該事由が発生した日から6月以内に申請しなければならない。ただし、疾病その他やむを得ない事由があるときは、当該期間が経過した後においても、当該事由を証する書類を添えて申請することができる。

- 3
- 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、速やかに審査を行い、第1項の要件を満たす者であると認めたときは、当該申請者に対し、受給者証を交付するものとする。
- 4
- 前項の規定により受給者証の交付を受けた者は、医療機関等において医療を受けようとするときは、当該医療機関等に当該受給者証を提示しなければならない。

標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和7年4月1日